

写

30生産第1102号
30政統第977号
平成30年8月31日

東北・関東・北陸・東海・近畿・
中国四国・九州農政局 生産部長
北海道農政部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

(農林水産省*1) 生産局農業環境対策課長
政策統括官付穀物課長
政策統括官付地域作物課長

台風第21号の接近及び通過に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底
(秋台風全般に対する技術指導) について

気象庁発表の台風情報(8月31日12時45分発表)によると、台風第21号が、現在、マリアナ諸島近海にあり西に進んでいる。今後、進路を変え北上し非常に強い勢力を保ったまま、西日本から東日本の太平洋沿岸にかなり接近・上陸する予報となっており、暴風、大雨等による農作物等への影響が懸念されるところである。

気象庁によれば、秋台風(秋に発生する台風)は、日本付近に近づくことが多く、進行速度も速く大型化する傾向がある。また、日本付近にある秋雨前線の活動を強め、広い地域に大雨を降らせたり、局地的な落雷や竜巻などの激しい突風、降ひょうを伴うこともあることから、今後とも気象庁が発表する最新の台風情報等に注意し厳重な警戒が必要である。

このため、「農業技術の基本指針」(平成30年改定)(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin30.html)を踏まえ、下記について、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、〔貴局管内の都府県に対し、〕技術指導の徹底を図られたい。

施行注意：1 *1は、各農政局宛ては除く

2 []は、各農政局宛てのみに記載とする。

3 *2(記の【畜産】3その他)は、北海道農政部長宛てのみに記載とする。

記

【全般】

- 1 人命第一の観点から、暴風雨、異常出水時においては、農地や農業用施設等の見回りについては、最新の気象情報を十分に確認し、これらの状況が治まるまで行わないこと。また、暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
特に、これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の防止に努めること。
- 2 局地的な大雨が予想される地域においては、ほ場の冠水のおそれがあることから、速やかな排水に備えておくこと。特に、これまで冠水したことのあるほ場や地域については、重点的に対応を進めること。排水ポンプの融通等についても積極的に進めること。
なお、各地方農政局土地改良技術事務所において、ほ場が冠水又はそのおそれがある場合、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を行っているので、活用されたい。
- 3 病害虫への対策については、ほ場の冠水又は浸水、過湿などにより病害虫の被害を受けやすいことから、都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報に基づき、適期防除に努めること。また、防除に必要な農薬の供給が不足しないよう、必要に応じて、農薬の販売店や農業協同組合等に対し、必要な農薬が供給されるよう要請すること。
- 4 低地や川沿いにあるなど、収穫物の保管場所の浸水被害が想定される場合は、収穫物を浸水の危険がない場所へ移動すること。
- 5 農業用施設や機械が冠水・浸水した場合は、機械・機器等の始動や通電を再開する際には、使用マニュアルなどにより手順や注意事項を確認するとともに、漏電やショートに留意した対応を行うこと。また、状況によってはメーカーによる点検を受けるなど極力一人で作業を行うことを避け、ヘルメットを始めとする安全装備を着用すること。
- 6 台風通過後に、暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛けること。特に、高齢者は、のどの渇きや暑さを感じにくく、知らず知らずに熱中症にかかりやすいことから、単独作業にならないよう定期的に異常がないか巡回を行うなど、効果的な注意喚起を行うこと。
- 7 台風の進路によっては、フェーン現象により高温となることが想定されるので、予想される地域においては、最新の台風・気象情報に十分注意し、農畜産物の適切な高温管理等に努めること。

【園芸作物全般】

- 1 事前の対策
 - (1) 台風が接近する前に施設やほ場周辺の点検、排水路の清掃を行うこと。
 - (2) 温室、育苗・集荷施設等については、強風に備えて、取り付け金具の緊張、抑えひもによる固定、妻面の補強等の防風対策に努めるとともに、飛来物による損傷を防止するために施設周辺の清掃、防風網の設置等に努めること。
 - (3) 排水が速やかに行われるよう施設周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。
 - (4) 潮風害が予想される地域においては、除塩のための水源を確保しておくこと。
- 2 被害拡大防止のための対策
 - (1) 台風が通過した後は、速やかに施設、機器の点検を行い、補修や修理が必要な場合には適切な処置を行うこと。
 - (2) ほ場や温室が冠水した場合は、排水ポンプや溝切り等によりできる限り速やかに排水を行うこと。
 - (3) 台風通過後は、強い日射により園芸用施設内の温度が急上昇し、高温障害を生じやすい

ので、フィルムの巻上げ等の換気操作を行い、適切な温湿度管理に努めること。

- (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水により除塩すること。また、肥料が流亡した場合は、土壌分析を実施し、適正量を施用すること。

【野菜】

1 事前の対策

- (1) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り、畦立て等の管理作業に努めること。また、台風による風害・潮風害のおそれのある場合には、べたがけ資材の利用等により被害回避に努めること。傾斜地畑においては、排水路の設置等により畑地崩壊及び土壌侵食を防止すること。
- (2) 定植後の幼苗期は、支柱等により倒伏を防止すること。支柱やネットを設置している作物は、確実に固定されているか確認し、必要に応じて補強しておくこと。
- (3) は種や定植を予定している場合は、台風の通過前の作業を避け、通過後に行うこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止するため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。
- (2) 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。
- (3) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。なお、植替え等により生育の遅れが見込まれる場合には、フィルム被覆等により生育の促進に努めること。
- (4) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水による除塩作業を実施すること。
- (5) 施設栽培においては、台風通過後は、強い日射しにより園芸用施設内の温度が急上昇し、高温障害を生じやすいので、フィルムの巻き上げ等の換気操作を行う。

【果樹】

1 事前の対策

- (1) 強風に備えて事前に防風網や果樹棚支柱、マルチ資材の点検・補修を行っておくこと。また、倒伏しやすい樹体は支柱により補強すること。
- (2) 収穫可能な果実はできる限り収穫しておくこと。その際、農薬散布から収穫までの経過日数に留意すること。
- (3) 強い風雨が予想される地域では、かんきつのかいよう病等の発生が懸念されるため、防除基準に基づき、薬剤散布を行うとともに、既に罹病葉等がある場合には、園外へ処分すること。
- (4) 排水が速やかに行われるよう園地周辺の集排水路の点検、清掃を行うこと。特にマルチ栽培の場合は、雨水が土中に浸透せず園外への排出量が増加し、土砂崩れや石垣の崩壊等につながる可能性があるため、排水路や排水溝の点検、清掃に留意すること。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 被害程度に応じて、折損した枝の修復や被害果の摘み取り、せん定及び摘果を実施し、生育の回復に努めるとともに、病害虫の防除を適切に実施すること。強風による倒伏が起こった場合には断根、落葉などの損傷で生育が劣る可能性があるため、生育状態を確認しながら、衰弱している場合には摘果等により樹体回復を優先させること。枝裂けが生じた場合、主幹・主枝の折れなど回復できないものは、腐らん病など枝幹病害の病巣となるので、切断してペースト剤を塗布するなどの対策を実施し、軽度のものは、ペースト剤を塗

布した上で補強し翌年の生産に役立てること。

- (2) 落果については、農薬散布から収穫までの経過日数に留意し、必要に応じて低温保管、選別の徹底、早期出荷等に努めること。また、落葉した場合は、日焼けや樹脂病等の発生に注意し、被害程度に応じて摘果や白塗剤の塗布等を行うこと。

特に、りんごについては、果汁のパツリン汚染を防止するため、土壌に触れた果実は、原則果汁原料用には利用せず、やむを得ず利用する場合には、低温保管、早期利用、腐敗果の除去等に努めること。

- (3) 潮風害を受けた場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、直ちに水をかけ除塩作業を行うこと。除塩できずに落葉、落果等の被害を受けた場合には、被害程度に応じて液肥の散布、摘果、白塗剤の塗布等を実施し、晩秋期以降は、秋枝の処置に留意した上で、冬季の寒害対策として、寒冷紗や不織布等により防寒に努めること。

【花き】

1 事前の対策

- (1) 園芸用施設については、防風対策として、防風網の設置、施設周辺の清掃等を行うほか、フィルムを取付金具の点検や抑えひもの固定等を行うこと。
露地栽培の草丈の低い花きについては、寒冷紗等で被覆し、草丈が高く支柱を立てている花きについては、支柱の点検・補強を行い、風害に備えること。
- (2) ほ場内の早期排水対策として、あらかじめ溝切り等の管理作業に努めること。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 冠水又は浸水の被害を受けたほ場においては、排水ポンプによるくみ上げ等により速やかな排水に努めるとともに、倒伏した株を早急に立て起こし、茎や花穂の曲がりや防止すること。
- (2) 折れた茎葉は除去し、適切な薬剤散布等により、病害の発生防止に努めること。
- (3) 天候が回復した後、被覆資材、支柱、防虫ネット等の栽培施設や資材の点検及び修復を行うこと。特にキク等の栽培に係る電照・補光関連施設（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。
- (4) 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。
- (5) 潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水による除塩作業を実施するとともに、肥料が流亡した場合は、土壌分析を実施し、適正量の肥料を施用すること。
- (6) 施設栽培においては、台風通過後、強い日射により園芸用施設内温度が急上昇し、高温障害を生じやすいので、フィルム巻上げ等の換気操作を行うこと。

【茶、こんにゃくいも】

1 事前の対策

冠水や浸水の予想されるほ場において、作物の性質やほ場の状況に応じて、冠水又は浸水後の排水対策が速やかに行われるよう、溝切り等の対策を講じるほか、明きよ等を点検・補修等を行っておくこと。

茶については、摘採期を迎えている場合には、可能な限り、台風が近づく前に摘採を行うこと。

2 被害拡大防止のための対策

- (1) 茶については、強風により葉ずれや葉いたみがあった場合には殺菌剤を散布し病害の発生を防止するとともに、幼木園等において風により幹が回されたものは早めの土寄せや敷き草を行い地際部や根を保護すること。

潮風害を受けた場合には、できる限り速やかに散水し葉を水洗いすること。

強風による棚施設の破損や倒壊を防ぐため、事前に棚施設から被覆資材を撤去すること。やむを得ず、被覆資材が撤去できない場合は、風で広がらないように強く縛って固定し、被害の軽減に努めること。

天候が回復した後、防霜ファン、棚施設や茶工場等の施設、茶園の排水溝や法面等を点検し修復を行うこと。

- (2) こんにゃくいもについては、冠水、浸水の被害を受けた、又は土砂の流入のあったほ場では、速やかな排水に努めるとともに、強風による葉の損傷等が発生した場合には、病害の発生を防止するため、状況に応じた適切なほ場管理や薬剤散布を行うこと。

【水稻】

- 1 台風の接近に際しては、あらかじめ、排水路、ほ場内排水溝等の点検及び補修整備を行うこと。冠水時には排水路等を通じて速やかな排水に努め、排水後は、白葉枯病等の発生動向に留意し、的確な防除に努めること。潮風害を受けたほ場では、できる限り速やかに散水により除塩を実施すること。また、冠水被害を受けた稲体は水分調節、肥料吸収等の機能が低下していること、台風通過に伴うフェーン現象は、白穂の発生、登熟不良等を引き起こすことから、根の活力を旺盛に保つよう水管理を徹底するとともに、応急的に通水し、水分の補給に努めること。
- 2 台風の接近に伴う強風や大雨により倒伏や潮風害が起きた場合には、未熟粒や穂発芽等が発生し、品質低下が懸念されるため、被害の程度と籾の状況を見極めつつ適期収穫に努めるとともに、被害籾は仕分けして乾燥・調製を行うこと。
- 3 普及指導センター、農業協同組合、農業共済組合等は連携して、収穫前の被害実態把握に努める。また、高温障害による白未熟粒の多発や白穂等、外見上判断が困難な被害が想定される場合には、これらの機関は農業者に対してその旨の情報提供を行うとともに、農業共済組合等は共済制度が適切に活用されるよう必要な手続きの周知を行うこと。
- 4 収穫後に自宅倉庫等で保管されている米については、共済制度の対象とならないことに留意し、適切な場所で保管すること。

【麦類】

播種後に浸水・冠水したほ場においては、速やかな排水に努めること。また、浸水等により発芽不良などの被害が重大な場合は、再播種を行い、被害の軽減に努めること。

【大豆】

- 1 土壌の多湿状態が長期間継続すると、土壌中の酸素不足による生育遅延や根腐れを引き起こすため、あらかじめ溝切り等の管理作業を行い、早期排水対策に努めること。
- 2 台風により損傷があった場合、病虫害が発生しやすくなるため、天候の状況を注視し、必要に応じ速やかに防除を行うとともに、適期収穫に努めること。

【かんしょ、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、そば】

- 1 かんしょやばれいしょについては、ほ場が冠浸水した場合、生育遅延や塊根・塊茎の腐敗を起しやすいため、速やかな排水に努めること。また、湿潤ほ場での収穫は行わないこと。
- 2 てん菜については、ほ場が滞水した場合、生育不良等を起しやすいため、速やかな排水に努め、長時間の冠水又は浸水を避けること。また、過湿により病害の発生が助長されるので、状況に応じた適切なほ場管理や薬剤散布を行うこと。
- 3 さとうきびについては、台風の通過後、表土の流出により根浮き等がみられることがあるので、この場合、速やかに土で被覆すること。また、塩害が懸念される場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、葉面の除塩に努めること。

- 4 そばについては、ほ場が滞水した場合、出芽不良や根腐れによる生育不良等を起こしやすいので、速やかな排水に努め、長時間の冠水を避けること。

【畜産】

「台風等災害発生時の家畜飼養の継続に向けた指導の徹底について」（平成 29 年 7 月 14 日付け 29 生畜第 472 号生産局畜産部畜産振興課長及び飼料課長連名通知）及び「台風等自然災害に備えた飼料作物の生産技術の指導の徹底について」（平成 29 年 10 月 30 日付け 29 生畜第 772 号生産局畜産部飼料課長通知）を踏まえ、以下について指導の徹底を図りたい。

1 事前の対策

- (1) 施設については、必要な修繕・補強を行うとともに、浸水に対処するため、暗渠の設置や土嚢や排水ポンプを適宜準備するなどの対策を講ずるよう努めること。また、機械等の稼働に必要となる燃料や電力を確保するための発電機や、飼養管理機器の保守に必要な部品などを備えるよう努めること。
- (2) 家畜への被害が生じるおそれがある場合は、事前に避難場所を確認し、状況に応じて家畜を避難させる等の適切な処置を行うこと。
- (3) 各地域において、行政機関や生産者団体等との連携により、あらかじめ停電や断水等の対応を確認し、被災時には自家発電機による搾乳や生乳冷却等について、早急に対応できるよう努めること。
- (4) 飼料・燃料などについては、不測の事態を考慮し、家畜を少なくとも 1 週間以上飼養するために必要な分量を最低在庫量として維持するよう、計画的な生産や購入に努めること。その保管場所については、河川の増水や土砂崩れのリスクも考慮し、分散して保管するなど工夫すること。また、飲水についても貯留タンクの設置やくみ上げポンプを準備するなどの対応を行うよう努めること。
- (5) 天気予報などにより天候の状況を注視し、飼料作物の管理・収穫作業等の計画を変更するとともに、収量や品質の確保のために、その調製法や時期についても、例えば乾草からサイレージに切り替えるなど臨機応変な対応を行うこと。特に飼料用とうもろこしについては、台風等に当たると予想される場合、糊熟期以降であれば、収穫適期に達していなくても、被害軽減のために収穫作業を一部前倒して開始することも検討すること。また、降雨による冠水に備え、圃場に明渠や暗渠を整備するなど、排水対策を講ずること。

2 被害拡大防止のための対策

(1) 畜舎及び家畜

- ア. 天候の回復後、安全を確認した上で施設や圃場を点検し、被害状況を被災時の緊急連絡先（役場、農協、家保など）に報告するとともに、死亡した家畜の処理や畜舎の排水・消毒などについて家保などに必要な指示を仰ぐこと。また、停電が続いている場合は、発電機を利用した搾乳、生乳冷却等に努めること。
- イ. 畜産施設内及びその周辺が浸水した際は排水を行うよう努め土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去するよう努めること。
- ウ. 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防治法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じるよう努めること。
- エ. 被災後、機器等への通電を再開する際には、使用マニュアルなどにより手順や注意事項を確認するとともに、漏電やショートに留意した対応を行うこと。また、状況によってはメーカーによる点検を受けるなど極力一人で作業を行うことを避けるとともに、ヘルメットを始めとする安全装備を着用すること。
- オ. 水濡れ、土壌の付着などにより品質が低下した飼料の給与は、家畜への健康被害や畜

産物を通じた人の健康への影響の懸念がある場合は中止すること。健康への被害や影響が明らかでない場合には、家畜保健衛生所などの指示を仰ぐこと。飼料の品質が低下しているもののこれらの影響が想定されない場合で、代替飼料が確保できないなどの理由によりやむを得ず給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。

(2) 飼料作物及び稲わら

倒伏、冠水などにより、飼料作物が被害を受け、減収が懸念される場合などには、次期作を前倒しした作付けや、稲わら等の農産副産物の確保等により、良質な粗飼料の確保等に努めること。

* 2

[3 その他

なお、2 番草以降の牧草及びサイレージ用とうもろこしの収穫並びに秋に草地更新を行う際には、貴殿が公表している「営農技術対策」や「北海道自給飼料改善協会」作成のリーフレット等に従い、引き続き良品質の粗飼料の確保等に努めること。]